

3 月 1 2 日 (木)

(第 2 日 目)

令和2年第1回南関町議会定例会（第2号）

令和2年3月12日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

- | | | |
|-------|--------|--------------------------------------------------------|
| 日程第1 | 議案第1号 | 南関町小規模企業振興基本条例の制定について |
| 日程第2 | 議案第2号 | 南関町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第3号 | 南関町手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第4号 | 南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第5号 | 南関町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第6号 | 南関町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第7号 | 南関町南の関うから館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第8号 | 南関町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第9号 | 南関町区長等設置に関する条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第10号 | 南関町区長等の報酬等に関する条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第11号 | 令和元年度南関町一般会計補正予算（第6号）について |
| 日程第12 | 議案第12号 | 令和元年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第13 | 議案第13号 | 令和元年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について |
| 日程第14 | 議案第14号 | 令和元年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第15 | 議案第15号 | 令和元年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について |

- 日程第16 議案第16号 令和元年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算
(第3号) について
- 日程第17 議案第17号 令和元年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2
号) について
- 日程第18 議案第18号 令和2年度南関町一般会計予算について
- 日程第19 議案第19号 令和2年度南関町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第20 議案第20号 令和2年度南関町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第21 議案第21号 令和2年度南関町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第22 議案第22号 令和2年度南関町介護保険事業特別会計予算について
- 日程第23 議案第23号 令和2年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計予算につい
て
- 日程第24 議案第24号 令和2年度南関町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第25 議案第25号 工事請負契約の変更について
- 日程第26 議案第26号 南関町・和水町火葬事務の委託に関する規約の制定につい
て
- 日程第27 議員派遣の件について
- 日程第28 委員会報告について
「総務産業常任委員会・陳情付託の件」
陳情第2号 (平成30年5月31日受理) 米田地域の道路
改良工事等の早期実施を求める陳情
- 追加日程第1 閉会中の継続審査について
「総務産業常任委員会・陳情付託の件」
陳情第2号 (平成30年5月31日受理) 米田地域の道路改良工事
等の早期実施を求める陳情
- 追加日程第2 閉会中の継続調査について
「文教厚生常任委員会」
- 追加日程第3 閉会中の継続調査について
「総務産業常任委員会」
- 追加日程第4 閉会中の継続調査について
「広報常任委員会」
- 追加日程第5 閉会中の継続調査について
「議会運営委員会」

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

1番	西田 恵介 君	2番	北原 浩一郎 君
3番	中村 正雄 君	4番	立山 比呂志 君
5番	杉村 博明 君	6番	井下 忠俊 君
7番	立山 秀喜 君	8番	打越 潤一 君
9番	鶴地 仁 君	11番	境田 敏高 君
12番	橋永 芳政 君		

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名(11名)

町 長	佐藤 安彦 君	税務住民課長	古澤 平 君
副町長	大木 義隆 君	福祉課長	島崎 演 君
教育長	谷口 慶志郎 君	経済課長	東田 彰夫 君
総務課長	北原 宏春 君	建設課長	嶋永 健一 君
会計管理者	寺本 一誠 君	教育課長	赤木 二三也 君
まちづくり課長	坂田 浩之 君		

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名(2名)

議会事務局長	橋本 清孝 君	書記	福山 尚樹 君
--------	---------	----	---------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（橋永芳政君） 起立。礼。おはようございます。着席。

これから本日の会議を開きます。

議事日程等は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 議案第1号 南関町小規模企業振興基本条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第1、議案第1号、南関町小規模企業振興基本条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、南関町小規模企業振興基本条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第2 議案第2号 南関町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第2、議案第2号、南関町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、南関町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第3号 南関町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第3、議案第3号、南関町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、南関町手数料条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第4号 南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第4、議案第4号、南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第5号 南関町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第5、議案第5号、南関町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、南関町営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第6号 南関町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第6、議案第6号、南関町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に

します。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。
ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、南関町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第7号 南関町南の関うから館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第7、議案第7号、南関町南の関うから館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、南関町南の関うから館の設置及び管理等に関する条例

の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 8 議案第 8 号 南関町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第 8、議案第 8 号、南関町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第 8 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 号、南関町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 9 議案第 9 号 南関町区長等設置に関する条例を廃止する条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第 9、議案第 9 号、南関町区長等設置に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、南関町区長等設置に関する条例を廃止する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第10号 南関町区長等の報酬等に関する条例を廃止する条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第10、議案第10号、南関町区長等の報酬等に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号、南関町区長等の報酬等に関する条例を廃止する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第11号 令和元年度南関町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（橋永芳政君） 日程第11、議案第11号、令和元年度南関町一般会計補正予算（第6号）についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号、令和元年度南関町一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第12号 令和元年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（橋永芳政君） 日程第12、議案第12号、令和元年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号、令和元年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第13号 令和元年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（橋永芳政君） 日程第13、議案第13号、令和元年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。
ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号、令和元年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算
(第4号)については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第14号 令和元年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（橋永芳政君） 日程第14、議案第14号、令和元年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号、令和元年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算
(第2号)については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 15 議案第 15 号 令和元年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について

○議長（橋永芳政君） 日程第 15、議案第 15 号、令和元年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第 15 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 15 号、令和元年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 16 議案第 16 号 令和元年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 3 号）について

○議長（橋永芳政君） 日程第 16、議案第 16 号、令和元年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第 16 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号、令和元年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第17号 令和元年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（橋永芳政君） 日程第17、議案第17号、令和元年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号、令和元年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第18 議案第18号 令和2年度南関町一般会計予算について

○議長（橋永芳政君） 日程第18、議案第18号、令和2年度南関町一般会計予算についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

1番議員。

○1番議員（西田恵介君） この新年度予算についてですが、令和元年度までは臨時職員、委託職員が新年度会計年度任用職員ということに変更になっておりますが、この分で増額した金額についてお尋ねします。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） ただいまの御質問にお答えします。

本来ならば、昨日の全員協議会等できちんと説明をすべきところではございましたが、ちょっと私も忘れていたところで、お詫びを申し上げます。これまで9月議会、そして本議会でも可決いただきましたが、会計年度任用職員、4月からスタートいたします。町のほうでもその準備をしております、何とか4月1日から動き出すということになりますが、予算的な面で確かに御説明をしておりますので、御説明をさせていただきます。

今回、会計年度任用職員につきましては、一般職の非常勤、それから特別職の非常勤職員の方を中心に移行をしておりますが、今回の見直しに際しまして、教育課を含めた一部委託で対応していた職員につきましても、この機会に会計年度任用職員のほうへの移行が適切だろうという判断のもとに、会計年度任用職員に変更した部分もでございます。その分も含めたところで説明させていただきます。

令和2年度の予算に計上いたしております会計年度任用職員に関わります予算が、予算ベースで48名分で9,775万9,000円、前年度から委託分も含めた差額を出しますと2,160万2,000円ということで、割合といたしましては28.4%増というところで、当初3割ぐらいは増えるのではないかとこのところと言われて、担当のほうも考えておりましたので、それ以内の上昇というところとなっております。この処遇の改善を通して、人材の確保を令和2年度以降につなげていきたいと、人材の確保につなげていきたいということで考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（橋永芳政君） 1番議員。

○1番議員（西田恵介君） もう1点、この会計年度任用職員については、管理のほうは人事のほうでしょうか。今までどおり、それとも各課で管理されるのでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 職員の管理、募集等も含めて、それぞれの担当課のほうで行うようにしております。

○議長（橋永芳政君） 1番議員。

○1番議員（西田恵介君） せっかく予算も上がりまして、これも働き方改革の一環であると思います。せっかく予算面、それからその働かれる方にとっても処遇改善ということは良い環境になりますので、ぜひ人材の確保はもう確実にさせていただいて、この予算もスムーズに遂行されますと同時に、この行政内、役場内がまた運営が今まで以上に良くなるように、ぜひつながる予算として遂行していただければと思います。

以上で終わります。

○議長（橋永芳政君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号、令和2年度南関町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第19 議案第19号 令和2年度南関町国民健康保険特別会計予算について

○議長（橋永芳政君） 日程第19、議案第19号、令和2年度南関町国民健康保険特別会計予算についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号、令和2年度南関町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第20 議案第20号 令和2年度南関町公共下水道事業特別会計予算について

○議長（橋永芳政君） 日程第20、議案第20号、令和2年度南関町公共下水道事業特別会計予算についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。
ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号、令和2年度南関町公共下水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第21 議案第21号 令和2年度南関町簡易水道事業特別会計予算について

○議長（橋永芳政君） 日程第21、議案第21号、令和2年度南関町簡易水道事業特別会計予算についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号、令和2年度南関町簡易水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第22 議案第22号 令和2年度南関町介護保険事業特別会計予算について

○議長（橋永芳政君） 日程第22、議案第22号、令和2年度南関町介護保険事業特別会計予算についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号、令和2年度南関町介護保険事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第23 議案第23号 令和2年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計予算について

○議長（橋永芳政君） 日程第23、議案第23号、令和2年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計予算についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号、令和2年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計予算

については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第24 議案第24号 令和2年度南関町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（橋永芳政君） 日程第24、議案第24号、令和2年度南関町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。
ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。
これから議案第24号を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号、令和2年度南関町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第25 議案第25号 工事請負契約の変更について

○議長（橋永芳政君） 日程第25、議案第25号、工事請負契約の変更についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。
ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。
これから議案第25号を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号、工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第26 議案第26号 南関町・和水町火葬事務の委託に関する規約の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第26、議案第26号、南関町・和水町火葬事務の委託に関する規約の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号、南関町・和水町火葬事務の委託に関する規約の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第27 議員派遣の件について

○議長（橋永芳政君） 日程第27、議員派遣の件についてを議題にします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思いを。なお、日時、場所等の変更が生じた場合は、議長に御一任いただきたいと思いを。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件はお手元に配りましたとおり、派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第 28 委員会報告について

「総務産業常任委員会・陳情付託の件」

陳情第 2 号（平成 30 年 5 月 31 日受理）米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情

○議長（橋永芳政君） 日程第 28、委員会の報告についてを議題にします。

総務産業常任委員会に付託しました、陳情第 2 号（平成 30 年 5 月 31 日受理）米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情について、委員長より審査結果の報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務産業常任委員会委員長、立山比呂志君。

○総務産業常任委員会委員長（立山比呂志君） 陳情審査報告書。

南関町議会議長、橋永芳政様。

令和 2 年 3 月 12 日。

南関町総務産業常任委員会委員長、立山比呂志。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 94 条の規定により報告します。

受理番号、陳情第 2 号。

付託年月日、平成 30 年 6 月 12 日。

件名、米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情。

審査の結果、継続。

委員会の意見、工事の実施状況を見守り早期に工事完了を進めるため。

以上でございます。

○議長（橋永芳政君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから陳情第 2 号を採決します。

お諮りします。

この陳情に対する委員長報告は継続審査とすることです。委員長報告のとおり、継続審査とすることに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（橋永芳政君） 全員起立です。

したがって、陳情第 2 号（平成 30 年 5 月 31 日受理）米田地域の道路改良工事

等の早期実施を求める陳情は、継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（橋永芳政君） お諮りします。

ただいま、総務産業常任委員会委員長他から、閉会中の継続審査の件など5件を提出されました。これらを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第5として議題にしたいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査の件についてなど5件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

職員に議案の配付をさせます。

[議案書配付]

○議長（橋永芳政君） 議案名を事務局長に朗読させますので、確認してください。

事務局長。

○議会事務局長（橋本清孝君） それでは、議案名を読み上げます。

(議案書朗読)

○議長（橋永芳政君） 配付漏れはありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 配付漏れなしと認めます。

-----○-----

追加日程第1 閉会中の継続審査について

「総務産業常任委員会・陳情付託の件」

陳情第2号（平成30年5月31日受理）米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情

○議長（橋永芳政君） 追加日程第1、閉会中の継続審査の件を議題にします。

総務産業常任委員会委員長から、委員会において審査中の陳情第2号（平成30年5月31日受理）の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第2 閉会中の継続調査について

「文教厚生常任委員会」

○議長（橋永芳政君） 追加日程第2、閉会中の継続調査の件を議題にします。

文教厚生常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました「所管事務にかかる調査事項」について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第3 閉会中の継続調査について

「総務産業常任委員会」

○議長（橋永芳政君） 追加日程第3、閉会中の継続調査の件を議題にします。

総務産業常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました「所管事務にかかる調査事項」について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第4 閉会中の継続調査について

「広報常任委員会」

○議長（橋永芳政君） 追加日程第4、閉会中の継続調査の件を議題にします。

広報常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました「所管事務にかかる調査事項」について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第5 閉会中の継続調査について

「議会運営委員会」

○議長（橋永芳政君） 追加日程第5、閉会中の継続調査の件を議題にします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（橋永芳政君） 以上で、本会議に付議されました案件は全て終了しました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定によって、今会期中の発言訂正など、字句の整理については、その整理を議長に御一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、会議規則第45条の規定によって処理することにいたします。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第1回南関町議会定例会を閉会します。

起立。礼。お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前10時48分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

南関町議会議長

南関町議会議員

南関町議会議員

南 関 町 議 会 会 議 録
令 和 2 年 第 1 回 定 例 会

令 和 2 年 3 月 発 行

発 行 人 南 関 町 議 会 議 長 橋 永 芳 政
編 集 人 南 関 町 議 会 事 務 局 長 橋 本 清 孝
作 成 株 式 会 社 ア ク セ ス
電 話 (096) 372-1010

~~~~~  
南 関 町 議 会 事 務 局

〒861-0898 熊 本 県 玉 名 郡 南 関 町 大 字 関 町 1316  
電 話 (0968) 53-1111

